

飲食店等における営業時短等要請の内容に係るQ&A (令和3年6月21日～7月11日要請分)

番号	Q	A 措置区域 札幌市	A 経過区域 江別市、千歳市、恵庭市、 北広島市、石狩市、当別町、 新篠津村、小樽市、旭川市	A その他市町村
1	要請期間は	令和3年6月21日（月）から令和3年7月11日（日）まで（21日間）です。		
2	要請の対象施設は	<p>以下の施設が要請の対象となります。</p> <p>【飲食店】飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）</p> <p>【遊興施設】キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>【結婚式場】食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場</p>		
3	要請対象区域の考え方は	<p>札幌市においては、新規感染者数が依然高い水準にあることや、病床が満床に近い危機的状況にあること等を踏まえて、人と人との接触機会を徹底して抑えるための強い対策を講じることが必要であることから、不要不急の外出や移動の抑制などの要請とあわせて飲食店等の皆様に対しても営業時間短縮等の要請をさせていただいたところ。また、札幌市と隣接する石狩振興局管内及び小樽市、旭川市においては、これまで特定措置区域として強い対策を講じてきたが、引き続き感染状況を踏まえながら対策の一層の徹底を図ることが必要であることから、飲食店等の皆様に対して営業時間短縮等の要請の対象とさせていただいたところ。</p>		
4	支援金の対象要件は	<p>上記要請期間(全期間)において、以下の要請にご協力をいただいた場合に支援金の対象となります。</p> <p>※遅くとも6月23日（水）から要請に協力していただく必要があります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>○営業時間：午前5時から午後8時まで</p> <p>○酒類提供：利用者による酒類の店内持込を含み「<u>一定の要件</u>」を満たした店舗においては、<u>午後7時まで</u> <u>できることとし、要件を満たさない店舗については、酒類の提供を行わない。</u></p> <p>○次の感染防止対策を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場も含む） ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる。 <p>○飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。</p> <p>○業種別ガイドラインを遵守する</p> <p>※酒類提供の有無に関わらず、<u>従来から午後8時を超えて営業を行っている店舗等が対象となります。</u> (従来から午後8時までに閉店している店舗等は要請の対象外となり支援金も支給されません)</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>○営業時間：午前5時から午後9時まで</p> <p>○酒類提供：午前11時から午後8時まで</p> <p>○次の感染防止対策を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場も含む） ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる。 ・同一グループの入店は、原則4人以内（協力依頼） ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ（協力依頼） ・滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする（協力依頼） ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践） (協力依頼) <p>○飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。</p> <p>○業種別ガイドラインを遵守する</p> <p>※酒類提供の有無に関わらず、<u>従来から午後9時を超えて営業を行っている店舗等が対象となります。</u> (従来から午後9時までに閉店している店舗等は要請の対象外となり支援金も支給されません)</p> </div> </div>		

飲食店等における営業時短等要請の内容に係るQ&A (令和3年6月21日～7月11日要請分)

R3. 6. 18現在

番号	Q	A		
		措置区域 札幌市	経過区域 江別市、千歳市、恵庭市、 北広島市、石狩市、当別町、 新篠津村、小樽市、旭川市	その他市町村
5	酒類提供の要件である「一定の要件」とは何か	以下の要件を満たしていただくことが必要です。 ・利用者4人以内 ・アクリル板設置または距離の確保による飛沫感染防止 ・手指消毒の徹底 ・マスク着用の周知 ・換気の徹底 ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）または北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ ・滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践） ・業務開始前に検温を行うなど従業員の体調確認を行う。		
6	支援金額は	中小企業と個人事業者では1店舗ごと1日あたり売上高に応じて3～10万円、大企業では1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて最大20万円となっています。詳細については、決まりましたらホームページ等で公表します。	中小企業と個人事業者では1店舗ごと1日あたり売上高に応じて2.5～7.5万円、大企業では1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて最大20万円となっています。詳細については、決まりましたらホームページ等で公表します。	
7	申請期間や申請方法は	要請期間終了後、申請受付を開始する予定です。申請方法等も含め、準備が整い次第、道のホームページ等で公表予定です。		
8	業種別ガイドラインとは何か	様々な業界団体で、感染対策のガイドラインを一覧にしたものです。ガイドラインの詳細については、内閣官房のホームページに掲載されていますので、この中から関係する業種・業界のガイドラインを参照してください。 【内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室のページ】 https://corona.go.jp/prevention/		
9	イートインスペースがあるスーパーやコンビニは要請の対象となるか	要請の対象外となり、支援金も支給されません。		
10	ホテルや旅館内の飲食店は要請の対象となるか	ホテル・旅館内の飲食店で宿泊者以外も利用できる営業形態でかつ飲食店営業許可を取得しているのであれば要請の対象となり、営業時間短縮等に協力いただいた場合は支援金の対象となりますが、宿泊者のみが利用する場合は要請の対象外です。また、飲食店以外の施設（宿泊者のみが利用する宴会場などでの夕食などの提供を含む）は要請の対象外です。		
11	フードコート内の飲食店は要請の対象となるか	フードコート内の飲食店は要請の対象となり、営業時短等に協力いただいた場合は支援金の対象となります。なお、フードコートの場合は可能な限り飲食スペース全体が営業時短に協力いただけるよう働きかけをお願いします。		
12	テイクアウト形式の飲食店は要請の対象となるか	飲食の場を提供しない宅配・テイクアウトのみの営業であれば要請の対象外となり、支援金も支給されません。		
13	移動販売車や屋台など移動しながら営業を行う場合、要請の対象となるか	移動販売車や屋台は要請の対象外となり、支援金も支給されません。		
14	マンガ喫茶やネットカフェは要請の対象となるか	宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれるため、要請の対象外となり、支援金も支給されません。		

飲食店等における営業時短等要請の内容に係るQ&A (令和3年6月21日～7月11日要請分)

R3.6.18現在

番号	Q	A 措置区域		A その他市町村
		札幌市	経過区域 江別市、千歳市、恵庭市、 北広島市、石狩市、当別町、 新篠津村、小樽市、旭川市	
15	飲食を提供するマージャン店だが要請の対象となるか	飲食店営業許可もしくは喫茶店営業許可を取得し、飲食を提供しているマージャン店は要請の対象となり、営業時間短縮等に協力いただいた場合は支援金の対象となります。		
16	社員食堂は要請の対象となるか	一般の方が利用できる場合は要請の対象となり、営業時間短縮等に協力いただいた場合は支援金の対象となります。		
17	休業しなくても支援金の対象となるのか	営業時間短縮及び酒類提供時間短縮の要請であり、これらの要請にご協力いただければ支援金の対象となります。		
18	要請以外の理由(自己都合等)で長期休業を継続する場合でも支援金の対象となるか。	要請に応じた営業時間短縮とはいえないため、支援金の対象外となります。		
19	午後8時(9時)までの時短営業とは具体的にどういった状態か	午後8時に閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、午後8時に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定した上で、午後8時には退出いただくようお客様を促すなどの対応をお願いします。	午後9時に閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、午後9時に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定した上で、午後9時には退出いただくようお客様を促すなどの対応をお願いします。	
20	店内飲食とテイクアウトを行っている店舗は支援金の対象となるか	店内飲食を午後8時に閉店した上でテイクアウトのみの営業を午後8時以降も継続した場合でも支援金の対象となります。	店内飲食を午後9時に閉店した上でテイクアウトのみの営業を午後9時以降も継続した場合でも支援金の対象となります。	
21	従来から営業時間が午後8時(9時)までの店舗が営業時短に協力した場合は支援金の対象となるのか。	従来の営業時間が午後8時を超えていた店舗が要請に応じて午後8時までに営業時間を短縮していることが必要です。	従来の営業時間が午後9時を超えていた店舗が要請に応じて午後9時までに営業時間を短縮していることが必要です。	
22	従来から営業時間が午後8時(9時)までの店舗が営業時間を変えずに酒類の提供時間短縮のみに協力した場合は支援金の対象となるのか。	営業時間の午後8時までの短縮と一定の要件を満たした店舗において酒類提供時間の午後7時までの短縮(要件が満たされない場合は酒類提供を行わない)の両方の要請に協力いただくことが必要です。	営業時間の午後9時までの短縮と酒類提供時間の午後8時までの短縮の両方の要請に協力いただくことが必要です。	
23	通常、午後9時から午前5時まで営業しているスナックの場合、要請に協力するには休業しなければならないのか	この場合、休業していただくことが必要となります。		
24	社団法人や財団法人、NPO法人、個人事業者も要請の対象となるか	食品衛生法の営業許可を取得している飲食店等を運営するなど要件を満たせば、要請の対象となり、営業時間短縮等に協力いただいた場合は支援金の対象となります。		
25	要請に従わない場合は罰則等あるか	特措法に基づく罰則が規定されています。	罰則等はありませんが、感染拡大防止を図るため、要請へのご協力をお願いします。	